

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	住民基本台帳ネットワークの利用業務拡大、および民間企業への利用拡大
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	住民基本台帳（住基基本台帳ネットワーク）で管理される住民票コードの告知の要求・データベースの作成や、住基基本台帳ネットワークとの接続・利用は、民間が行うことが禁止されている。 一方、金融機関等の公共性のある業務を行っている民間企業においては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の制定などを背景に、情報による本人確認のニーズが高まっている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	住民基本台帳法第11条、11条の2、12条、12条の2、30条の7
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	十分なセキュリティ対策／利用機関の認定制度などをきちんと整備することが前提であるが、行政業務のみならず公共性のある業務を行う民間企業においても、厳密な本人確認（実在確認）を行えるよう、住民基本台帳ネットワークを利用可能な行政業務の拡大や、準公的組織への開放を図るべきである。